

謹 告

本誌は、婦人教育及家庭教育、其他緊要なる各種の問題に關して、讀者相互の質疑應答を掲載す、但讀者の應答なき時は、記者之に應ずるものとす。

本誌は一般讀者の寄稿を歡迎す。殊に家庭の日誌、各地に於ける婦人教育、幼兒保育の狀態、婦人問題、婦人兒童の遊戲、手慈歌、子守歌等に付いては、詳細なる報告を望む。但質疑投稿は、凡て左の規則によることとす。

- 一、用紙は、白紙二つ折、字詰は、半枚十行廿二字詰、體は楷書。
- 二、一事項毎に別紙を用ひ、別口に住所氏名を記入せらるべきこと。
- 三、原稿は、一切返附せざること。
- 四、封書の表には、凡て婦人と子ども投稿と明記せらるべきし。
- 五、投稿にして、有益と認めたる時は相當の謝意を表することあるべし。
- 六、照回は往復はがき又は返信用切手封入のこと。

定價	發行
入會費	每月一回五日發行○第一卷第一號明治廿四年一月二十日發行
購讀者	一冊金拾錢○六冊前金五拾七錢○拾貳冊前金壹圓拾錢○郵稅各一冊一錢○切手代用は壹割增但壹錢切手に限る。
編輯者	堂へ御注文のこそ○送金は神田今川橋又は日本橋室町郵便取扱所受取人金昌堂あてのこそ○見本は切手一錢に限る十二枚封入にて申し起されたし○前金相切れ候節は赤にて●印を御名の上に附し候に付き早速送附下されたく御入用なき時は御断り下されなく候○轉居の節は新舊共に御通知を乞ふ
廣告料	に關する御贈會及原稿御寄贈はすべてフレーベル會あてのこ

明治三十六年一月二日印刷  
同 一月五日發行

強 輯 行

編輯者 東京市本郷區元町二丁目六十六番地  
江戸政十九番地

印 刷 者 東京市神田區錦町一丁目十九番地

印 刷 所 東京市神田區錦町三丁目二十五番地

發 行 所 女子高等師範學校附屬幼稚園内

發 行 所 金 昌 堂

東京市日本橋區本石町三丁目廿三番地

大賣所

東京東京堂●同東海信文合資會社●同北隆館

# 謹 祝 し み て

新 年 を 祝 し

併せて

會 員

諸 君 諸 姉

讀 者

の 萬 福 を 祈 る

明治三十六年一月元旦

婦人と子ども編輯部

## フレーベル會規則

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ醸出スベシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達セんガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一 總會 每年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參考品、幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス

一 常會 每年二月、六月、十月十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス

一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一 雜誌發行 每月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス

一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一人 會務ヲ總理ス

一 主幹幹事 一人 會長ヲ補佐シテ會務ヲ掌理ス

一 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會務ヲ分掌ス

一 第八條 會長ハ容員中ヨリ推薦スルモノトス

一 第九條 會長ハ會長ノ特選トス

一 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス

一 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス

一 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルベシ

一 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルコトヲ得ス